

平成29年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の好評に関する規則第4条第2項の規定により、平成29年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

1 取扱事件の審査状況

平成29年12月31日現在

No	事件番号	請求する 救済内容	申立日	終結 状況	調査 回数	審査 回数	審査の期間 の日数
			終結日				
1	平成26年（不）第2号	①バックペイ ②謝罪文掲示	H26. 10. 24	全部 救済	10回	2回	865日
			H29. 3. 6				
2	平成27年（不）第2号	①バックペイ ②謝罪文提示	H27. 3. 23	全部 救済	6回	2回	715日
			H29. 3. 6				
3	平成27年（不）第3号	①原職復帰 ②バックペイ ③団体交渉応諾	H27. 3. 27	棄却	6回	1回	993日
			H29. 12. 13				
4	平成28年（不）第1号	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文掲示	H28. 1. 5	全部 救済	5回	1回	451日
			H29. 3. 30				
5	平成28年（不）第3号	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文掲示	H28. 8. 15		8回	—	係属中 次年繰越
			—				
6	平成28年（不）第4号	①団体交渉応諾	H28. 10. 7	取下	3回	—	183日
			H29. 4. 7				
7	平成29年（不）第1号	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文掲示	H29. 3. 22		4回	—	係属中 次年繰越
			—				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

※No. 1及びNo. 2の事件は、平成27年4月27日付けで併合し、併合後6回（通算10回）委員調査を実施した。

※No. 5及びNo. 7の事件は、平成29年3月30日付けで併合し、併合後4回（通算8回）委員調査を実施した。

2 審査期間の目標の達成状況

当委員会は、審査期間の目標を1年6月と定めているところ、平成29年に終結した5件のうち、取下げで終結した1件を除く4件の審査期間については、1件は目標を達成したが、3件は目標を達成できていない。